

# 高齢者の冬期集住と都市住民の夏期滞在による 持続的地域居住へ向けた実践的研究

北海道大学大学院工学研究院 助教 野村理恵

## 概要：

本研究では、少子高齢化が顕著である農村地域において、増え続ける空き家の利活用と高齢者の地域内での住み続けを支える仕組みづくりが課題となる中、特に積雪の多い地域に着目し、「冬期集住」の取組みを事例として、積雪寒冷地の農村という条件のもと、地域居住を持続させる方策を検討することを目的とした。

北海道内の先進事例の分析および、全国での取り組み調査により、冬期集住施設の設置および運用にかかる課題として、1) 施設の一時的利用に伴う採算性の確保、2) 冬期集住が地域内での居住継続に寄与する有効性の検証、3) 冬期集住の位置づけと地域住民への浸透があげられることを明らかにした。地域居住を維持するうえでの適正な施設の立地検討や、集住時の人間関係のなどに配慮した室内配置計画、改修計画に加え、経年的な運用計画が求められる。

キーワード： 地域居住、集住、積雪寒冷地、北海道

## 1. 研究の目的

少子高齢化が顕著である農村地域において、増え続ける空き家の利活用と高齢者の地域内での住み続けを支える仕組みづくりは全国的に課題となっている。本研究では、特に積雪の多い地域に着目し、「冬期集住・夏期滞在」の取組みを事例として、積雪寒冷地の農村という条件のもと、地域居住を持続させる方策を検討することを目的とする。

本研究は、広域分散の居住形態をもつ北海道の農村において、高齢者に対する冬期間の生活支援の一つとして実験的に取り組まれている冬期集住に注目し、事業経緯や内容、を把握したうえで、プログラムの可能性と課題を検証する。

積雪地では冬期間、移動や除雪に労力を要する。特に人口減少や高齢化が顕著な地域では、生活支援に関する十分な公的サービスが見込めない状況下であり、高齢者が自宅で生活し続けるには大きな困難が伴う。高齢者が冬期間のみ自宅を離れ、地域内の集住施設に移り生活することで積雪による困難を解消しようとする試みは全国の積雪地域でみられ、地域居住を希望する高齢者に対する生活支援として、有用な手段の一つと考えられる。

## 2. 研究の方法

はじめに、北海道旭川市西神楽地域で実施されている冬期集住の取組みを先行事例として取り上げ、その実施経緯や支援内容の特徴を明らかにし、地域高齢者の生活状況を踏まえたプログラムの検証を試みた(第3章)。

次に、北海道内の状況を把握するため、平成18年度に実施された「北海道における新たな居住形態等の形成に関する調査」について、担当の北海道開発局への聞き取り調査を実施し、さらに、当時、試験的に冬期集住が取り組まれた自治体に対して、その後の状況に関する追調査を実施した(第4章)。

また、北海道に限らず、全国的な動向を把握するため、「豪雪地帯における冬期居住の現状と課題」<sup>1)</sup>に記載されていた自治体のうち、調査協力の得られた事業主体に対して、ヒアリング調査を実施した(第5章)。

## 3. 北海道旭川市西神楽地区における取り組み分析

### (1) 調査対象地域概要

西神楽地域は、北海道旭川市南部の米作地帯に位置し、中心市街地まで車で約20分、空港へも約15分と比較的都市部に近い農村地域である(図-1)。地域面積は114.14

に、人口は 3,435 人、1,637 世帯のうち約 130 世帯が高齢単身世帯で、人口に対する 65 歳以上の割合は 43.5%と、旭川市内で最も高い値となっている (2014 年 6 月現在)。人口動態をみると、1980 からの 20 年で約 1850 人、2005 年からの 10 年で約 598 人の減少である。それらの多くが 65 歳以下であったため、老年人口指数 (15~64 歳人口に対する 65 歳以上人口の比率) が約 75%に及ぶなど、旭川市の平均 (約 37%) と比べても極めて少子高齢化が顕著であることが分かる。

西神楽には、瑞穂、中央、聖和、千代ヶ岡と 4 つの地区があり、それぞれに市民委員会 (町内会) が組織されている。地域活動はこの市民委員会単位で行われている。都市部近郊でありながら人口流出は続いており、NPO による空き家調査では約 70 軒の空き家が確認されている。



図-1 西神楽地域主要施設配置図

## (2) 冬期集住プログラム概要と事業変遷

冬期集住を実施している NPO 法人グラウンドワーク西神楽 (以下、GW 西神楽) の担当者に対してヒアリング調査を実施した。ヒアリング内容は、NPO 法人の活動内容、冬期集住の事業化経緯、事業内容、活動内容等である。

### a) 実施主体の概要

冬期集住プログラムの運営主体は、NPO 法人グラウンドワーク西神楽である。会員数は 126 名、地域の環境保全や歴史の継承など広く地域活動を実施している。なお、学識経験者や地元住民、小中学校、行政、地元の団体や機関と連携している

### b) プログラム開始時からの事業変遷

GW 西神楽が 2006 年より実施した地域課題を抽出する調査より①農業年金のみでは高齢者の施設入所が困難であること、②空き家の増加の 2 点が明らかとなった。これらを複合的に検討するアイデアとして、地区内の空き家を利用して、夏期は都市部からの体験滞在を受入れ、

冬期は高齢者の集住拠点とする事業を開始した。

この事業計画は、2008 年に国土交通省の『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル』に採択され、2009 年度までの 2 年間、検討委員会やタウンミーティングによる手法の検討と、夏期および冬期滞在が試行された。2010 年には、北海道の『健康関連新サービスモデル事業』として採択され、大学の医療系学科との協働で、冬期集住による高齢者への身体的・精神的な影響を研究する内容を含む試行が継続された。2011~2012 年には、農林水産省の『食と地域の交流促進対策交付金事業』の一部として、2013 年度からは『都市農村共生・対流総合対策交付金事業』の一部として資金が捻出されている。農水省事業の主な事業内容をみると、地域全体の農業推進や文化継承、環境教育、定住プログラムとなっているが、空き家の改修と集住の試行は継続して実施されており、夏期滞在や定住体験住宅へ注力したプログラムなどが付加されている (図-2)。

事業の連携体制をみると、実施主体として『検討委員会』、『西神楽振興協議会』、『エコ農村協議会』が組織され、それらは各事業の内容に合わせて加入団体が変化している。2008 年の事業開始以前より、まちづくりコンサルティングや地域の大学など有識者が参画していた。事業開始後は地元団体が中心となった大学側より研究調査の打診があったことにより実現している。冬期集住の主要な実施主体と連携団体は、GW 西神楽の担当者、市民委員会、老人会の三者であり、事業が入れ替わる際にも変化していない。

## (3) 実施主体とプログラムの進め方

### a) 集住施設の整備

集住のための施設としては、地域内にある空き家を改修して使用している。GW 西神楽の担当者が持ち主と直接交渉し、賃貸契約を結ぶ。空き家の状態は持ち主により異なり、不要物の搬出や掃除、トイレ・風呂などの水回りを要介護者用に改修、段差の解消、断熱材の導入などにかかる費用を事業費で賄う。家賃は月額 20,000 円~40,000 円で、空き家の持ち主にとっても修繕費用と家賃収入を得られる利点がある。

### b) 入居者の決定

募集対象は 55 歳以上の地域住民としているが、老人会の例会にて GW 西神楽の担当者が案内する。入居の希望調査をとり、3~4 人の男女別グループ毎に受け付け、入居期間を調整する。各地区の老人会の入会条件となる年齢は 60 歳以上 (千代ヶ岡では夫妻のいずれかが 60 歳以上) であるため、実質的には 60 歳以上の高齢者が入居している。当初は独居高齢者を想定していたが、夫妻や子どもとの同居世帯からの需要もあり、世帯構成を問わず応募を受けて入れている。

	~2008 (H20)	2009(H21)	2010(H22)	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	
事業費	国交省「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル		健康関連新サービスモデル事業	農水省 食と地域の交流促進対策交付金事業	農水省 都市農村共生・対流総合対策交付金事業				
事業主体の協働体制	<b>検討委員会</b> GW西神楽 聖和市民委員会 聖和老人会 夢民村 シーニックバイウェイ 北海道大雪・富良野ルート 旭川市		<b>検討委員会</b> GW西神楽 聖和市民委員会 聖和老人会 夢民村 シーニックバイウェイ 北海道大雪・富良野ルート オブザーバー 北海道経済部 国交省北海道開発局		<b>西神楽振興協議会</b> GW西神楽 聖和市民委員会 聖和老人会 夢民村 シーニックバイウェイ 北海道大雪・富良野ルート 旭川市(総合政策部・農政部)		<b>西神楽エコ農村共生対流推進協議会</b> GW西神楽 西神楽まちづくり委員会 旭川NPOサポートセンター シーニックバイウェイ 北海道大雪・富良野ルート 神楽獅子舞保存振興会 西神楽ホタルの会 西神楽さと川パークゴルフ場 旭川市(総合政策部) 市民委員会 老人会 オブザーバー 旭川市(総合政策部)		
主な事業内容	「冬期集住・二地域居住環境推進モデル事業」 ・検討委員会の立ち上げ ・タウンミーティングにより運用を検討 ・モニターへのヒアリング調査		「高齢者健康道場(食・運動)プログラムの開発」 ・医療関連の有識者からの助言のもと、運動プログラムや食事メニューを開発 ・集住モニターへの健康調査を実施		「食と地域の交流促進集落活性化対策—生活条件確保」 ・市民農園と農産物の直売所運営 ・地域の歴史と文化継承 ・子どもへの自然体験活動 ・週末住宅(夏期滞在)の実施 ・空き家活用デザインコンテスト		「都市農民と農村集落の共生実現プロジェクト」 ・新規就農者支援/定住プログラム/地域エネルギー創出/地域の歴史と文化継承 ・人材活用対策:定住者教育プログラム ・施設整備対策:空き家改修/倉庫改修 ・週末住宅と定住体験住宅の機能を確保 ・これまでの事業で立ち上げたNPO法人が連携団体となり集住をサポート(食事提供など)		
集住施設使用状況									

凡例 事業主体の協働体制:  事務局  委員(西神楽地域)  委員(地域外部) 網掛け 冬期集住実施主体 集住施設使用状況:  集住施設改修  転用

図-2 事業体制と集住施設利用状況の変遷

c) 入居期間

1月~3月の間で入居者の希望に応じて決定する。複数のグループから応募があった場合には、それぞれが重ならないように調整する。期間は1~3週間まで幅があり、集住施設を利用できる期間や希望者の都合に応じて設定している。

(4) 入居中の支援内容

冬期集住で入居者に直接関わるのは、GW西神楽の担当者、事業によりスタッフとして雇用している地域住民、市民委員会(町内会)、弁当(配食)業者である。

【食事提供】入居中の食事は1食500円×2食分が配られる。初年度から2年は、運転のできる入居者が業者へ取りにいき、その配送費用分をアルバイト代として本人に支払うという自立的な生活を支える仕組みを導入していた。2010年は、連携団体である「夢民村」のレストランによるメニュー開発の一環で、弁当を提供した。集住施設のすぐ近くにあったため、配送費用は発生していない。2011年からは、運転可能な入居者が限られているこ

ともあり、配食サービスを実施している。入居者が入居時に支払う費用はこの食事代(1日1,000円)のみである。

【送迎】入居者の外出や帰宅は自由であるが、その際にスタッフが送迎する。運転できる入居者がいる場合には入居者同士で送迎し合うこともある。

【除雪】冬期集住の入居期間中、自宅の除雪は市民委員会が担当する。なお、集住施設周りの除雪は、GW西神楽がイベント開催時などに長年付き合いのある業者が無料で請け負っている。

【見守り・声かけ】雇用スタッフが毎朝、体力・歩行数測定の記録のために施設を訪れ、また外出の希望などを確認する。大学との共同研究実施時(2012年)には、スタッフを3人に増員したが、その後は当初からの1人で継続している。さらに、GW西神楽の担当スタッフも2日に1度ほどは顔を出し、様子を確認する。

(5) 集住施設の利用状況

集住施設は、これまでに空き家5軒が改修・整備され

たが、冬期集住専用ではなく、GW 西神楽、もしくはその年度に実施されている事業の事業主体に寄せられた要望や需要により、転用されている(図-2)。

集住施設第 1 号であった施設 A は、2 年間使用されたが、2011 年より連携企業である「夢民村」への新規就農者が移住するための住居として長期で貸し出した。2014 年秋、持ち主の親戚が使用することになったため、返却した。

施設 B は、施設 A が使用できなくなったため、次の事業費によって新たに賃貸契約および改修が進められ、2011 年より 2 年間、集住施設として使用した。その間、地域にデイサービスセンターが無いことから、地域内での起業者を募り、2013 年に開業する際、施設を提供した。

施設 C は、それまでの活動を知って申し出のあった持ち主より借り受け、中央地区で初めて整備された。しかし、冬期集住を試行してきた聖和地区の住民は中央地区の施設への入居には関心がなく、中央地区では 3 人のみの体験入居に留まった。代わりに、新規就農者 2 人の夏期滞在住居として 2 年間使用した。2014 年 10 月には、東日本大震災による避難移住者へ貸し出した。

施設 D は、2014 年に整備が完了し、移住者へ 2014 年 5～9 月の間、一時的に貸し出した後、2015 年の集住に利用する予定としていた。しかし、付き合いのある企業に貸し出し、社員研修で使用することになった。

施設 E は、千代ヶ岡地区で初めて 2014 年 11 月に整備が完了した。施設 C と同様、新たな地区での実施であるため、冬期集住は体験入居に留まった。

#### (6) 冬期集住プログラム施設運営上の課題

事業体制の変化より明らかになったように、冬期集住は、単独の事業としては成立しておらず、季節使用という特色からも専用の施設を確保することが難しい。西神楽では、状況に応じて転用を繰り返しており、空き家活用には寄与しているといえる。ただし、冬期集住の本来の主旨に立ち返ると、地域居住を維持するうえでの適正な施設の立地検討や、集住時の人間関係のなどに配慮した室内配置計画、改修計画に加え、経年的な運用計画が求められる。

### 4. 北海道内におけるモデル地区の実態把握

北海道では、2006 年(平成 18 年度)に北海道開発局による「北海道における新たな居住形態等の形成に関する調査」として、農村における人口減少・高齢化等によって生じる課題や都市と農村の連携を見据え、冬期集住および夏期滞在の実態把握と意向調査が実施されている。ここで拠点調査地域として取り上げられたのは、夏期滞在先進地域や冬期集住を構想していた 3 自治体である。なお、2007 年(平成 19 年度)には、「北海道における冬期集住・夏期滞在モデル調査」が継続して実施され、特

に 2 自治体について実際に事業を試行した上での評価や分析が加えられた。

このモデル地区の 1 つであった旭川市については、第 3 章で分析した西神楽地区での取り組みとなり、自治体主導ではなく、NPO 法人を主体とした運営として現在まで展開されている。その他 2 自治体について、開発局および自治体への調査を実施した。

結果的に、開発局として、その後の追調査などは実施しておらず、自治体としても、単発事業に終わり、事業を継続するには至っていないことが分かった。そこで、当時、モデル地区となった自治体について、継続に至らなかった理由を調査した。

#### (1) 事業実施状況

冬期集住を実施するに至った理由は、移住促進事業に力を入れていたことから、北海道開発局の調査対象としての選定を受けたことによる。2008 年(平成 20 年)1 月 12 日から 2 月 14 日まで、試行した。

利用者は、市中心部から約 10km 離れた地区に居住する 80 代の女性 1 名である。利用施設は、市中心部に位置する「高齢者多機能型マンション」で、4 階建て全 34 室、1 階にレストランや大浴場などの共用施設を有し、24 時間体制でヘルパーが常駐するなど、機能や健康管理、安全管理に配慮したものである。

入居者の評価としては、全館暖房で設備の整った施設において、自宅よりも快適に過ごせたこと、自宅からは約 1 時間かかる通院や行政サービス利用が徒歩圏内で行き来できること、入居者との交流が活発に行われたことなどが満足点として挙げられ、結果的に、翌春より通年での入所に至った。特に自宅を空けることへの不安、友人が側にいることへの安心感、子どもからの勧めがきっかけになった。

#### (2) 行政としての事業評価

##### a) 施設の選定

入居者のサポートや自宅の管理等、十分な体制を取るため、市内に新設されたサービス付きのマンションを利用することとした。結果として、試行期間の安全性の確保や設備・機能の確保は入居者の満足度につながったが、実際には 1LDK に 2 人入居した場合、1 ヶ月に 195,000 円ほど費用のかかる通年施設であるため、補助金のない中で、継続して実施することは難しいという判断になった。

##### b) 地域高齢者の反応

自治体として希望者を集めるヒアリングをした際、地域の結びつきが強く、冬期間でも外出時は互いに助け合うことができるため、市の中心部まで出て行くという季節居住には抵抗感が見られた。

今後、地域の結びつきが希薄になっていくことを仮定すると、冬期集住の取り組みは重要であると理解できる

が、事業実施時点で、自宅で自立して生活している高齢者を都市部に住んでもらうという施策を取るのには、行政の都合であり、住民に対して本当に良いかたちであるのか、時期も踏まえて検討を要する。

#### c) 市域全体の状況を踏まえた検討

地域（集落）全体で季節居住の住まい方が定着するのであればよいが、個人的に冬のみ転居するとなれば、集落の人口密度が減ることになり、地域の結びつきの維持にも支障が出る可能性がある。地域住民が自発的にグループをつくりながら実施するなど、民間主導の取り組みとしては有効に働く可能性があるのではないかと。

#### d) 夏期滞在との組み合わせ

開発局の方針として、冬期集住と夏期滞在の需要をマッチングさせるというものがあったが、冬期集住希望者と夏期滞在希望者の求める住居やその立地、環境は異なる。それらを同一施設でまかなうためには更なる検討を要する。

北海道開発局による試行を受け、道内ではモデル地区以外にも試行が始まるなどの広がりをみせた。しかし、いずれも短期間のモニター入居や単発イベントに留まっており、単独での事業継続が困難となっている状況がうかがえる。

## 5. 全国的な取り組み実態把握

冬期集住の取り組みは道内に留まらず、全国の積雪地域において実施されており、その実態を把握した。調査対象は、国土交通省による、「豪雪地帯における安心安全な地域づくりに関する調査」<sup>1)</sup>において、冬期集住施設として確認された施設のうち、協力の得られた 4 施設である(表 1)。

### (1) 設置目的と経緯

いずれも、冬期間に除雪が困難となる集落に居住する住民からの要望が設置の契機となっている。また、市町村合併に伴い、地域居住の維持を強く意識しているのは事例 d である。事例 a では、孤立する 1 集落の居住者を対象としている点で、自治体としての施策という意味合いが強く、提供されている集住施設も通年の公営住宅となっている。

### (2) 運営主体と管理形態

自治体直営は事例 a と事例 c、公設民営が事例 d、民営が事例 b となっている。事例 c では自治体による地域施設と併設することで、常駐の管理運営を実現している。一方、他施設では、あくまでも共同住宅としての位置付けであるため、常駐の管理は実施していない。なお、社会福祉協議会が実質的に運営している事例 d、事例 b に

おいても、自治体は入居者の審査等において連携関係にある。

### (3) 入居者数と入居者基本特性

集落単位の入居となる事例 a を除き、4～8 室の提供となる。事例 c や事例 d では毎年継続して利用する入居者も多いが、健康状態の変化に応じて、入居者は入れ替わる。また、事例 b では、入居希望者が多いため、偏りが出ないよう、毎年入居者は入れ替わる。

基本的には、60～65 歳以上で自立した生活が可能であるが、冬期間、除雪や外出に支障のある住民が対象となる。独居世帯が優先されるが、例外的に夫婦や親戚関係での入居が認められるケースもある。自立した生活の基準は要介護 1 までなどと設定している場合もあるが、地域のケアマネージャーとの相談により決定するなど、地域の福祉施策との連携や希望者の状況に合わせて対応されている。

### (4) 冬期集住による効果

事業開始より 10 年～30 年以上の間継続されており、また地域住民からの入居希望も続いていることから、冬期集住が住民の一部に定着していることがうかがえる。特に、自治体が除雪を実施する幹線道路までのアクセスが長い集落住民にとって、冬期間、安心して身を寄せられる場所として機能している。入居者本人のみならず、離れて暮らす家族からの要望もある。また、通所施設と異なり、入居者に限らず、地域住民が気軽に訪ねて来ることができ、夏季と大きく変わることはない生活を続けることができる点が特徴として挙げられている。体力の低下等を要因とした地域外への転出を防ぎ、住み慣れた地域での生活を維持できるという点で、効果があると考えられる。

### (5) 運営上の課題

自治体や運営側の課題としては、入居者からの家賃や共益費のみで建物の維持・管理が賄えることはなく、補助金や別事業との組み合わせによる資金確保を要する点が挙げられる。事例 a のように集落単位での入居であれば、除雪費用の削減につながるが、他地域では個別の入居であるため、大幅な費用削減には至らない。あくまでも、住民への福祉施策としての位置付けとなる。

また、「自立的な生活が可能」といった入居要件にも起因して、常駐のスタッフを配備できない場合、入居中の安心・安全確保が課題となる。入居希望者に応じて必要な部屋数を確保する場合、季節利用では採算がとれないこと、また人員配置ができないことから、規模設定や支援サービスが限定的になっている。

## 6. 冬期集住施設の設置及び運用へ向けての課題

調査結果を踏まえ、冬期集住施設の設置や運用にかかる課題を整理する。

### 課題1 施設の季節利用と採算性の確保

調査対象事例においては、いずれも設置・運営主体側の課題として採算性が挙げられる。通年利用でない場合、稼働率が低く、利用者からの収入が見込めない中で、維持・管理費用が高むこと、個人単位での入居の場合、除雪費用等の大幅な削減は見込めず、残している自宅の管理なども問題となる。

空き家・遊休施設の利活用や他施設との併設などは、運用上の効果的な工夫である。ただし、例えば夏期滞在者と冬期集住入居者では必要となる住環境が異なること、空き家や遊休施設の利活用に重点を置くと、本来の目的である高齢者の地域居住継続に寄与する立地や規模の条件を確保できない可能性があるなどの問題がある。

単独事業としてのみならず、自治体や地域全体としての地域居住、高齢者の生活支援としていかに位置付けられるかが重要となる。

### 課題2 季節居住が地域居住継続につながる有効性

冬期集住は、高齢者の地域居住を支える一つの取り組みとして効果が期待できるが、その有効性の検証が不足している。地域居住を推進する理由として、高齢期に自宅を離れて施設入所をしたり、都市部へ転居したりすることによる「環境移行」に伴う生活上及び心理的困難を軽減すること、過疎地域の人口流出を防ぐことなどが挙げられる。しかし、2つの生活拠点を持つことにより費

用面、生活面での負担が増大する可能性もある。また、地域内での施設入居がどの程度の割合で実現しているのか、自宅周辺における近隣関係と、集住時の近隣関係に大きな乖離はないのかなど、入居者の属性や入居時に限らない生活状況の把握など、高齢者の地域居住に関わる総合的な検証を進める必要がある。

### 課題3 地域住民への浸透

調査において、長年事業が継続されている地域では、一定の需要を満たしている可能性が示唆されたが、新たに事業を進めようとした地域では、地域住民の自発的な取り組みや需要が顕著にみられない傾向がある。「自立生活」を前提とした居住支援であるため、高齢者自らが、現状の生活に困難を強く感じていないことや、困難を感じているものの、自宅を離れて共同生活を送ることへの不安が強い可能性がある。

他の福祉・介護サービスがある中で、冬期集住施設の役割を明確に位置づけ、どのような高齢者にとって有効であるのかを実証しながら、地域住民への理解や自発的な取り組みへつなげる必要がある。

**謝辞：**調査にご協力いただいた NPO 法人グラウンドワーク西神楽、各自治体や事業主体の担当各位、集住施設入居者の皆様に謝意を表します。

### 参考文献

- 国土交通省都市・地域整備局、林野庁森林整備部：豪雪地帯における安心安全な地域づくりに関する調査報告書、2007.3

表-1 調査施設一覧

	事例 a	事例 b	事例 c	事例 d
開始年	1981(S56)年	1986(S63)年	1986(S63)年	2003(H15)年
運営主体	自治体直営	社会福祉協議会	自治体直営	社会福祉協議会
常駐管理の有無	無	無	有	無
居住形態	公営住宅・戸建て(2戸1)5棟	福祉アパート・商工会議所の改修(2014(H26)年改修)4室	冬期共同住宅6室・2014(H26)に新築	共同アパート8室
併設機能	無	社会福祉協議会事務所	温泉・交流施設	無
集住期間	通年(二地域拠点居住)	12~3月	12~3月	11~3月
対象集落・世帯	集住施設より約43kmの1集落 9世帯	自治体内全体	自治体内全体(地域居住者優先)	自治体内全体
入居者の継続性	1集落を対象としているため固定	希望者が多く、毎年異なる	継続入居が過半	継続入居が過半
利点	・集落のつながりを維持しつつ、利便性を確保できる ・役場に近いため、各種相談などに対応できる	・病院や役場、商店街などに近く、冬でも行動範囲が限定されない ・社会福祉協議会の事務所を併設しているため、昼間は目が行き届く ・入居者同士で交流が起きている	・安心感が得られる ・温泉施設なども併設しており、入居者以外でも容易に立ち寄ることができる	・高齢者のみで閉じてしまう施設ではなく、地域の中で自立して生活できる拠点となる
課題	・住宅の老朽化が進行し、修繕を要する ・住民への譲渡や集合住宅化の話もあるが、地主や住民との合意形成を要する	・夜間に人員を配置できない ・希望者に対して戸数が少ないが、経営するには限界がある ・病院や福祉施設の不足などもあるため、町全体で検討する必要がある	・共用台所での火の始末など、互いに気をつけ合う必要がある ・通年の稼働率を考えると運営は容易ではない ・直営ではなく、指定管理の運営体制にすることも検討している	・冬期のみでの運営は補助金が必要であれば厳しい ・通年施設を開業したこともあり(2014)、地域内での役割や位置付けを再検討する必要がある